

学生支援室について

学生支援室（本館3階学生課内）は、身体障がい、発達障がい、精神障がい、慢性疾患あるいは心理的問題その他がある学生の修学及び学生生活の支援を行うことを目的として設置されています。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

（「学生支援室規程」参照）

「配慮願」と申請の手続きについて

「配慮願」とは、短期間に回復しない心身の障がいや病気等により、通常の授業を受けることが困難な学生に対する措置です。

1. 本人が学生部学生支援室へ申し出る。
面談の上、修学上の配慮・サポートが必要かどうか、具体的な配慮内容を検討する。
 - ・必要添付書類・・・障害者手帳、医師の診断書など病気・障がいを客観的に証明できるもの。
 - ・申し出期間・・・原則、授業開始後2週間まで。
ただし、新たに病気・障がい等が発生した場合、あるいは病状・障がいの状態等が変わった場合などはその都度申し出る。
2. 学生支援室が、配慮・サポートの必要性を認めた場合、原則として本人と指導教員及び学生部長との面談を実施する。
3. 学生支援室常任委員会において、配慮・サポートの内容を決定し、具体的な配慮・サポート依頼文書案を学生支援室が作成する。
4. 依頼内容の決定及び内容を、学生支援室から本人、指導教員及び専攻長へ通知する。
5. 配慮・サポート依頼文書を教務部長ならびに学生部長の連名で各授業担当者へ配付する。また、必要に応じて配慮・サポートの内容を関係部署に通知する場合がある。